

# 山梨県公報

号外第四十二号

平成二十三年  
四月十四日

木曜日

## 目次

### 監査委員

住民監査請求の監査結果……………一

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求の監査結果を次のとおり公表する。

平成二十三年四月十四日

山梨県副知事 櫻 水 修 元  
同 中 込 孝 元

## 山梨県知事措置請求に係る監査の結果

### 第1 監査の請求

#### 1 請求の受付

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づき山梨県職員措置請求書(以下「請求書」という。)が、平成23年2月14日、山梨市 A外6名(以下「請求人」という。)から提出された。

#### 2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面に基づき、請求(以下「本件措置請求」という。)の要旨を概ね次のとおりと解した。

(1) 山梨県議会議員皆川巖、同山下政樹及び同鈴木幹夫は、平成22年1月17日ないし同月23日に実施されたアメリカ合衆国への海外研修(視察)の旅費等の費用として、平成22年度分の県議会予算から、それぞれ89万9847円、89万9658円、89万9523円の支出を受けている。

また、山梨県議会議員高野剛、同大澤軍治、同浅川力三、同望月勝及び同堀内富久は、平成22年4月21日ないし同月29日に実施されたエジプト及びトルコへの海外研修(視察)の旅費等の費用として、各自89万9330円の支出を受けている。

(2) 山梨県議会議員渡辺亘人、同高野剛、同大澤軍治、同浅川力三、同石井脩徳、同望月勝及び同堀内富久は、平成21年7月20日ないし同月22日に実施された韓国ソウル市等における調査研究費として、会派自由民主党に支給された平成21年度分の政務調査費から、一人当たり5万3646円余の支出をしている。

また、山梨県議会議員高野剛、同中村正則、同渡辺亘人、同大澤軍治、同浅川力三、同石井脩徳、同望月勝及び同堀内富久は、平成21年12月16日ないし同月18日に実施された鹿児島県屋久島における調査研究費として、会派県民クラブに支給された平成21年度分の政務調査費から、一人当たり11万7198円余の支出をしている。

(3) (1)の支出は、いずれも「海外研修に要する経費」という名目で支出されているが、「山梨県議会研修要綱」には、「海外研修」について、「県政にかかわる分野及びこれに関連する分野について、海外事情の調査、研究」としたうえで、その実施方法につき、「研修は、(途中略)県政にかかわる事項及びこれに関連する事項について調査・研究することにより実施するものとする」と定められている。

(1)のうち、アメリカ合衆国への海外研修(視察)については、報告書を見る限り、JTBニューヨーク支店と財団法人自治体国際化協会ニューヨーク事務所を除いては、現地の行政担当者や施設運営管理者等と面談したり、県政の参考となり得る資料等の収集を行ったりしておらず、一般の観光客ないし旅行者でもなし得る行動しか

取っていないことがうかがわれ、その外形は私事旅行と差異がないと言わざるを得ない。

JTBニューヨーク支店と財団法人自治体国際化協会ニューヨーク事務所については、日本の会社ないし法人であり、本店ないし本部は日本にあることから、あえてニューヨークまで行って支店ないし事務所を訪ねる必要があったのか疑問である。

ニューヨークにおけるメトロポリタン美術館、エンバインアーステートビル、ワシントンD.C.におけるホワイトハウス、スミソニアン博物館の視察などは、県政との関わりが全く不明である。

(1)のうち、エジプト及びトルコへの海外研修(視察)についても、報告書を見る限り、エジプトのリサーチというチャリティー団体とトルコ国鉄を除いては、同様のことがうかがわれ、その外形は私事旅行と差異がないと言わざるを得ない。

エジプトのピラミッドやトルコの Cappadocia の視察などは、県政との関わりが全く不明である。

以上のことから、(1)の支出は、山梨県議会研修要綱における海外研修の実施方法を満たしていないことは明らかであり、これらの海外研修(視察)は、公金を支出してなされるべきものではない。

(4) (2)の支出は、いずれも「調査研究費」という名目で支出されているが、「山梨県政務調査費の交付に関する規程」には、調査研究費の使途基準について、「調査委託費、交通費、宿泊費等の会派が行う県の事務及び地方行政に関する調査研究及び調査委託に要する経費」と定められている。

(2)のうち、韓国ソウル市等における調査研究については、その報告書を見る限り、富士山静岡国際空港と日本政府観光局ソウル事務所を除いては、現地の行政担当者や施設運営管理者等と面談したり、県政の参考となり得る資料等の収集を行ったりしておらず、一般の観光客ないし旅行者でもなし得る行動しか取っていないことがうかがわれ、その外形は私事旅行と差異がないと言わざるを得ない。

また、板門店、ソウル市における青瓦台、宗廟の視察などは、県の事務や地方行政との関係が全く不明である。

(2)のうち、鹿児島県屋久島における調査研究については、その調査先は、いずれも一般の観光客ないし旅行者が通常の私事旅行で訪問する施設であり、公金を支出するに値するような特別の行動はとられていないことがうかがわれ、その外形は私事旅行と差異がないと言わざるを得ない。

屋久島環境文化センターや屋久島町立屋久杉自然館の視察などは、県の事務や地方行政との関係が全く不明である。

以上のことから、(2)の支出は、調査研究費の使途基準を満たしていないことは明らかであり、これらの調査研究は、公金を支出してなされるべきものではない。

(5) 地方公共団体の予算の執行に関する大原則について、地方財政法第4条第1項は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定めている。

これらの公金の支出は、「その目的を達成するための必要且つ最少の限度」を超え

た支出であり、地方財政法第4条第1項に違反している。

(6) よって、監査委員におかれましては、山梨県知事に対し、次のとおり報告されますよう求めます。

山梨県知事は、山梨県議会議員皆川慶に対し金89万9,847円を、同山下政樹に対し金89万9,658円を、同鈴木幹夫に対し金89万9,523円を、同高野剛に対し金107万174円を、同大澤軍治に対し金107万174円を、同浅川力三に対し金107万174円を、同望月勝に対し金107万174円を、同堀内富久に対し金107万174円を、同渡辺亘人に対し金17万844円を、同石井脩徳に対し金17万844円を、同中村正則に対し金11万7,198円を、それぞれ山梨県に返還させること。

事実を証明する書面

- ・アメリカ合衆国への海外研修(視察)に係る旅費等の費用に係る支出関係書類、日程表、アメリカ視察・報告書
- ・エジプト・トルコへの海外研修(視察)に係る旅費等の費用に係る支出関係書類、日程表、エジプト・トルコ2カ国視察研修報告書
- ・韓国ソウル市等への調査研究に係る調査研究活動記録票、県外・海外調査概要書、日程表、支出証拠書
- ・鹿児島県屋久島への調査研究に係る調査研究活動記録票、県外・海外調査概要書、日程表、支出証拠書

## 第2 請求の要件審査

本件措置請求について、法第24条に規定する所定の要件を具備していると認め、平成23年2月24日付けで受理した。

## 第3 監査の実施

### 1 監査委員の除斥

本件措置請求には、大澤軍治委員については、直接の利害関係を有しているため、また、岡伸委員については、政務調査費の使途基準の運用の適否について判断する内容が含まれているため、法第199条の2の規定により除斥とした。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

平成23年3月18日、法第24条第6項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、証拠の追加提出があり、次のような趣旨の陳述があった。

(1) 証拠の提出

ヨーロッパ海外旅行（エジプト・トルコ）のパンフレット（2011年4月～10月）

(2) 陳述の要旨

ア 新聞報道されたとおり、3県議の海外視察報告書が、インターネット上の情報サイトを盗用していたことが判明した。あまりにも軽んじた報告書は、県民と議会を愚弄したものであり、議会にも責任があると思われる。

イ 報告書の内容が県民に対して、公共事業評価に使われている、社会的費用と（コスト）、社会的便益との関係と利潤をもたらしたかの問題である。

ウ 派遣費用（旅費）フランス政務調査費の重複支払の仕組みには疑義を感じ、改善を望む。

エ 長年にわたり議会の議決を経ることなく「緊急を要する」との理由で、議長承認のみで行われてきたことは、到底納得できない。

過去8年間の海外研修が「緊急を要する」という例外規定に基づいて、議長だけの承認で、本会議での審議が省略されて実施され、研修の目的や内容についてきちんと議論していなかったことも、「議員海外研修」を、観光旅行的なものにしてしまったのではないかと思う。

オ 真剣に県政の課題と向かい合い、そのための視察であれば、相応の成果を持ち帰り、県政への具体的提言がなされてしかるべきであるが、それらしきものは何も見当たらない。

カ インターネットをつうじ、世界中の情報が居ながらにして手に入る時代となり、海外研修制度の意義は薄れている。他府県も廃止・自粛の方向に進んでいる。

キ 海外視察研修報告書の内容は、あまりにも県政との関わりがほど遠く、観光的なものである。

ク 平成22年1月のニューヨーク・ワシントンへの海外視察の中で、訪れたとされるワインバーは、平成21年に閉店していたことが、現地取材で明らかになった。

ケ 報告書は県議会議事堂図書室のみの閲覧、しかもコピーが可能なのは県議会議員のみ。

コ アメリカ合衆国への海外研修のうちニューヨーク市の視察の日程については、このような短時間で本当に視察できたのか。これらの場所は観光名所以外の何物でもない。県会議員の視察であれば、メトロポリタン美術館の先進的な運営方法の調査などきちんとすべきである。平成22年7月21日の政務調査費を使用している板門店の視察も観光としかいえない。

サ 県民から預かった大切な公金の支出であることから、海外研修の目的を達成するための必要かつ最小限の支出でなければならない。

シ エジプト・トルコ2カ国視察研修報告書の内容は、どこでも、誰でも知り得

ることができる事実のみが記載されている。

ス 海外視察の内容は、追加の証拠として提出したヨーロッパ海外旅行（エジプト・トルコ）のパンフレットの内容と差異がない。

3 監査対象事項

本件措置請求に係る山梨県議会議員皆川巖（以下「皆川議員」という。）、同山下政樹（以下「山下議員」という。）、同鈴木幹夫（以下「鈴木議員」という。）、同高野剛（以下「高野議員」という。）、同大澤軍治（以下「大澤議員」という。）、同浅川カ三（以下「浅川議員」という。）、同望月勝（以下「望月議員」という。）及び同堀内富久（以下「堀内議員」という。）、同望月勝（以下「望月議員」という。）の海外研修（視察）の旅費等の費用の支出と、山梨県議会議員渡辺亘人（以下「渡辺議員」という。）、同高野議員、同大澤議員、同浅川議員、同石井脩徳（以下「石井議員」という。）、同望月議員、同堀内議員及び同中村正則（以下「中村議員」という。）の政務調査費（調査研究費）の支出について、次の点を判断することとした。

(1) 違法・不当な点が認められるかどうか。

(2) 違法・不当な点が認められる場合は、山梨県の損害の範囲と山梨県知事に対する損害補填の措置について。

4 監査対象部署

議会事務局

5 監査の方法

法第242条第4項の規定による監査は、次の方法で実施した。

(1) 書類調査及び事情聴取

議会事務局に対して関係書類の提出を求め、書類調査及び必要に応じて職員からの聞き取りを行った。

(2) 陳述の聴取

議会事務局に対し、平成23年3月18日に陳述の聴取を行ったところ、概ね次の趣旨の陳述があった。

ア 山梨県議会研修要綱に基づく議員の海外研修に対する基本的な考え方

議員の海外研修については、山梨県議会研修要綱（以下「研修要綱」という。）に基づき、地方自治法（以下「法」という。）及び山梨県議会会議規則（以下「会議規則」という。）に規定する議員の派遣として実施されている。

議員の派遣については、法第100条第13項及び会議規則第122条第1項の規定により、議案の審査又は県の事務に関する調査のためその他議会において